



富岡市景観講演会 「歴史的建造物を景観に活かす」

富岡市 経済建設部 都市計画課

毎年催している富岡市景観講演会ですが、今年は「歴史的建造物を景観に活かす」をテーマにして、長岡造形大学建築・環境デザイン学科の津村泰範准教授を講師にお迎えし、8月20日に開催しました。

そもそも歴史的建造物はその活用において、さまざまな問題を含んでいます。そのなかで大きな問題は、歴史的建造物を活用しようとする、現行の建築基準法には性能面等で適合していないため、「既存不適格」という扱いを受けることです。そのため改修工事自体が困難であり、また多額の費用を要します。さらにこうした多額の工事費や高額な維持費も、基本的には所有者の負担になります。修理の補助制度や税制の優遇措置に関しては、文化財保護法に基づくものや景観助成金などがありますが、抜本的な所有者の負担の軽減にはいたっていません。



講演会の様子

この文化財保護法は一般的に、文化財を「活用する」ことに比べ、「保護する」ことに重点を置いていると考えられています。しかし近年、文化財を「活用する」ことに注目が集まっており、「公開」・「新しい価値の創造」・「使い続ける」といった活用的手段により、保存と活用の両立を図ろうとする取り組みも見受けられます。そうしたなかで平成8年には、これまでの「指定文化財」に加え、「登録文化財」という枠組みが整備されました。現在の状況を維持することに重きを置く「指定文化財」に比べ、「登録文化財」では改修やリノベーションといった活用をすることができます。このため「登録有形文化財」になっている建造物は、多くの地域で地域振興や観光資源としての利活用が、積極的に図られています。

今回講演していただいた津村准教授は、文化財の保存整備計画・修理復元の調査設計監理等を行う民間組織などに在籍されていたため、多種多様なケースを経験されており、講演会のなかではこうした具体的な事例を分かりやすく話されていました。そのなかの主なものを簡単にご紹介します。

①下関市立近代先人顕彰館 田中絹代ぶんか館(市重文、山口県下関市)

もともと逓信省下関電信局の庁舎として大正13年に建設され、その後、下関市の庁舎として利用されていた建物を、建築基準法に適用させる手法で博物館施設として再生させた事例です。解体が計画されていた建築物でしたが、市民などによる保存運動の結果、市文化財に指定されて保存整備されることになり、平成22年に「田中絹代ぶんか館」としてオープンしました。館内のデザインは古写真を基にして建設当時を復元しつつ、建築基準法に適合させるために景観や雰囲気と融合させる形でバリアフリー化・耐震化が行われています。

②岩手銀行赤レンガ館(国重文、岩手県盛岡市)

明治44年に辰野金吾が設計し、盛岡銀行本店行舎として建築された建物でしたが、平成24年に営業は終了しました。その後、3カ年に及ぶ保存復元工事を経て、現在は「岩手銀行赤レンガ館」となり、多目的ホールとして市民に開かれたゾーンと、関係資料や復元された館内などを見学できる展示公開ゾーンの機能をもった施設として再生、活用されています。

いま富岡製糸場を中心とする富岡市のまちなかには、地域の風景の一部となっている明治・大正・昭和初期に建てられた建造物が点在していますが、その多くが十分活用されているとはいえない状態にあります。本市では、こうした歴史的な建造物を活用した観光客の回遊や滞留、地域住民のみなさんによる利用を促すような施策について検討しているところです。今回の講演会はそうした計画を進めているなかにあって、今後の本市の事業実施やまちづくりにおいてたいへん示唆に富むものになりました。

